

# 参議院埼玉県選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙

## 投票日 7月21日(日)

### 時間 7時～20時

投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう。

問合せ先 選挙管理委員会(☎271・1111)



#### ◆投票できる方

平成13年7月22日までに生まれた日本国民で、平成31年4月3日までに市の住民基本台帳に記録され、選挙当日まで引き続き市内に住所を有し、市の選挙人名簿に登録されている方

#### 転出した方の投票

平成31年4月3日までに他の市町村に転出した方は、転出先の市町村で投票します。

鶴ヶ島市の選挙人名簿に登録があり、平成31年4月4日以降に他の市町村に転出した方は、鶴ヶ島市で投票します。

#### 転入した方の投票

前住所地の市町村の選挙人名簿に登録があり、平成31年4月4日以降に転入した方は、前住所地で投票します。

#### 市内で転居した方の投票

6月19日までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、6月20日以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。

#### ■選挙公報

各候補者の考えや各政党の政策などを掲載した選挙公報を7月12日(金)までに新聞折込みでお届けします。

また、選挙公報は、市役所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない世帯や折り込み漏れなどで選挙公報が届かない場合は、これらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。

#### ■投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は公示日(7月4日(木))以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して、投票日に投票所へお持ちください。

#### 投票所入場整理券が届かないとき・紛失したとき

郵送した投票所入場整理券が届かないときや紛失したときは、投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票します。再交付の際には、本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参し、受付に申し出てください。

#### ■投票用紙の記入方法

##### 【参議院埼玉県選出議員選挙】

投票所の記載台に候補者名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者名をはっきりと記入してください。

##### 【参議院比例代表選出議員選挙】

投票所の記載台に候補者名と政党名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者名または政党名をはっきりと記入してください。

#### ◆開票

日時 7月21日(日) 20時45分～

場所 鶴ヶ島中学校体育館

※ 参観人は、人数制限があります

#### 【注意】

陣中見舞として候補者に飲食物(酒・ビールなど)を贈ることは、法律で禁止されています。

## 投・開票速報サービス

#### 市ホームページ

<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page006175.html> (投・開票速報)

テレホンサービス ☎271・6015 (24時まで)

投票速報 7月21日(日) 9時頃から

開票速報 7月21日(日) 22時頃から

詳細はこちら





# いろいろな投票方法

## ■期日前投票

投票は、選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、仕事、旅行などの事情により、投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

**期間** 7月5日(金)～7月20日(土)

**時間** 8時30分～20時

**投票場所** 市役所

**持ち物** 投票所入場整理券(届かない場合は、運転免許証など本人確認ができる書類)、期日前投票宣誓書(投票所入場整理券に印刷されている様式に必要事項を記入してお持ちください。届かない場合は、期日前投票所にも用意しています)

## ■代理投票

身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、係員に申し出てください。係員が本人に代わって、本人の申し出た候補者の氏名などを代筆します。書かれた候補者名などは他に漏れることはありませんので、安心して申し出てください。

## ■点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しています。投票所で係員に申し出てください。

## ■出張時などの不在者投票

**対象** 国内での出張などで投票日に投票所へ行けない方

**方法** 市選挙管理委員会に持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙などを請求してください(ファクシミリや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。

## ■郵便などによる不在者投票

**対象** 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

**方法** 「郵便等による不在者投票用紙等請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、請求書は、7月17日(水)までに市選挙管理委員会に到着するようにお願いします。

## ■病気などで入院中の投票

入院している病院や入所している介護福祉施設などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、その施設内で投票することができます。市内の指定施設は、次の5施設です。鶴ヶ島池ノ台病院、関越病院、特別養護老人ホーム「清光苑」、介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」、特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」

## 投票所

	<b>第1投票所</b> 鶴ヶ島第一小学校		<b>第2投票所</b> 西市民センター		<b>第3投票所</b> 大橋市民センター
	<b>第4投票所</b> 東市民センター		<b>第5投票所</b> 南市民センター		<b>第6投票所</b> 鶴ヶ島海洋センター
	<b>第7投票所</b> 長久保小学校		<b>第8投票所</b> 藤小学校		<b>第9投票所</b> 富士見市民センター
	<b>第10投票所</b> 南小学校		<b>第11投票所</b> 富士見中学校		<b>第12投票所</b> 藤中学校